

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年4月20日 20時10分ごろ
発生場所	香川県坂出市小瀬居島北西岸 小瀬居島灯台から真方位262°210m付近 (概位 北緯34°22.4′ 東経133°51.0′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船第五豊晃丸は、東北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年5月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 第五豊晃丸、499トン 141264、豊晃海運有限会社（A社）、日本精蠟株式会社、 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首船底部外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、船長が立って操舵スタンドに両肘をつき、もたれかかるような姿勢で単独の船橋当直に当たり、約11ノットの対地速力で自動操舵により東北東進していたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して航行を続け、浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、ふだん、眠気を感じた場合、外気に触れるなどしていたが、本事故当時、眠気を感じていたものの、我慢できると思い、同じ姿勢で船橋当直を続けた。</p> <p>本船の船橋航海当直警報装置は、乗組員の動きをセンサーが4分間感知しなければ警報音が鳴る設定となっていたが、船長の頭部の動きをモーションセンサーが感知して警報音が鳴らなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.8m、船尾約3.8mであった。</p>
分析	本船は、自動操舵で東北東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、浅所に向けて航行を続けたことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、自動操舵で東北東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、浅所に向けて航行を続けたため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>A社は、本事故後、次の改善措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船橋航海当直警報装置のモーションセンサーの設定角度をメーカー立ち会いのうえ、乗組員が操舵スタンドにもたれかかった高さでは感知しない高さに変更した。</li></ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船橋当直者は、眠気を感じた際、身体を動かしたり、外気に当たったりして、居眠りを防止する措置を採ること。</li></ul>
--------------	---